

令和7年度 町単 軽井沢力発信国内誘客プロモーション委託（京都市）仕様書

1. 委託業務名

令和7年度 町単 軽井沢力発信国内誘客プロモーション委託（京都市）

2. 趣旨

軽井沢町の観光振興を目的として、特産品である「霧下野菜」や加工品、自然、文化、観光資源をPRし、観光誘致の促進、軽井沢力の向上、特産品の認知拡大を図り、地域経済の活性化を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日

4. 委託業務内容

（1）共通事項

①開催場所

京都市

②プロモーションについて

町内のコンテンツ及び軽井沢町を中心とした、周遊観光も視野に入れた提案を行うこと。

③言語

来場された外国人にも分かるように英語表記も用意すること。

④費用について

- ・委託実施における費用（会場費、資料作成費、郵送料、旅費等）についても、当委託内からの支出とする。
なお、旅費については、発地市庭との連携が必須であることから、発地市庭関係職員は2名を上限とし、他出展者については1名を上限として、旅費等を支出すること。
- ・町パンフレットについては、町支給とする。
- ・野菜及び加工品や物産等の販売及び試飲・試食会や、什器等の持ち込みに関しては、受託業者で販売業者と連携しつつ手配すること。

（2）霧下野菜を活用した観光イベントの開催

軽井沢発地市庭と連携し、霧下野菜（レタス・キャベツ・白菜など）や、加工品（ジャム、そば、ワイン、ビールなど）や、その他町に関係する物産等の販売 及び試食会、試飲会を行う。

（3）軽井沢観光について魅力発信

ブースの設置（長机2つ程度）し、背面には写真パネル等を設置し、パンフレットやノベルティの配布を行う。保健保養地としての軽井沢の魅力や、自然、歴史などをPRし、推進する。

なお、ブースの小間数の目安としては、パネル展示、販売、試飲・試食、パンフレット配布場所、アンケート記入場所は最低限用意すること。

イベントは2日間とし、時間は、10時～16時とする。

なお、会場準備や撤収作業もあるため、前後1時間以上は時間を取る。

(4) アンケート意識調査（アンケート記入者に対しては抽選会の開催）

来場者に対して、アンケートを行う。2日間で1,000人を目安に。

アンケート調査にご協力いただいた方には、抽選会に参加していただく。

景品については、軽井沢発地市庭と協力しつつ、用意すること。

（数にも限りがあるため、先着順にするなど）

また、景品の費用は、委託費より支出すること。

(5) 成果品

以下の内容を含む事業実施報告書（A4判・任意様式）を紙媒体1部、電子データ（PDF形式及びWordファイル形式）で観光経済課観光商工係へ提出すること。

- ①事業の概要
- ②事業等の様子（写真画像含む）
- ③アンケート結果
- ④事業実施による考察
- ⑤事業を通して、今後のPRの方向性についての考察
- ⑥その他委託者から指示したもの

(6) 留意事項

- ① 本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、委託者が他の用途（例：広報物、PR施策での活用等）で使用する場合も無償で利用できるようにすること。
- ② 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- ③個人情報の取扱い
当事業において収集及び取り扱う個人情報は、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

(7) その他

- ① 業務遂行に当たって関係団体との連携が必要な場合は担当者と相談の上随時活用すること。
- ② 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況をメールにて

随時、また、概ね毎週の頻度で実施するオンライン打ち合わせにて委託者に報告すること。なお、契約後速やかにスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

- ③ 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- ④ 業務の実施にあたっては、仕様書の記載内容に限らず、より良い施策がある場合には提案すること。
- ⑤ 受託者は本業務の遂行上知り得た事項及びその内容を第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 本業務に従事する者は業務の遂行を十分に成し得る知識と経験を有するものでなくてはならない。
- ⑦ 事業の細かなタイミング等は市場環境等踏まえて委託者と十分に協議すること。
- ⑧ 対象市場ごとに費用対効果を考慮した適切な費用分配での事業提案をすること。
- ⑨ 当該事業実施に際して関係する事業者名及び各事業者の役割について提案すること。
- ⑩ 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- ⑪ 仕様書記載外の事項又は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は必要に応じて、委託者と受託者が協議して決定することとする。